

最高裁判所公式X（旧Twitter）運用要領

令和6年10月24日

最高裁判所事務総局広報課長

1 目的

最高裁判所公式 X（旧Twitter）アカウント（以下「当アカウント」という。）は、Xの情報拡散性及びアクセス性の高さを生かし、裁判所から国民に向けて迅速かつ的確な情報提供を行い、国民の裁判所に対する理解を深めるとともに、裁判所利用者の利便性向上を図ることを目的として運用する。

投稿記事は、原則として、裁判所ウェブサイトに掲載されている情報に閲覧者を誘導する内容とし、同ウェブサイトに掲載されていない情報は投稿しない。ただし、災害時など急を要する場合はこの限りではない。

2 当アカウントの管理について

当アカウントの管理責任者は広報課課長補佐とし、同課長、同課付、同課長補佐及び同課広報係に属する者（以下「アカウント管理責任者等」という。）が共同で管理する。

3 利用方法

(1) 運用方針について

当アカウントの運用方針は別添「最高裁判所公式X（旧Twitter）運用方針」のとおりとし、その内容を裁判所ウェブサイトに掲載する。

(2) なりすましの防止について

- ① 以下のアの方法により、なりすましを防止する。アの方法によることができないときは、同イの方法による。

ア グレーのチェックマーク（認証バッジ）を取得する。

イ プロフィール画面に裁判所の運用組織を明示する。

- ② 最高裁判所ウェブサイト内において、X（旧Twitter）のアカウントを運用していること、当アカウント名及び当アカウントページへのハイパーリンク

を明記する。

③ 当アカウントのプロフィールの自己紹介欄に、最高裁判所が運用していることを明記する。

④ 当アカウントのプロフィールのウェブサイト欄に、上記②の情報を明記している最高裁判所ウェブサイト内のページのURLを掲載する。

(3) 投稿について

① 投稿する内容

ア 投稿する内容は、広報課課長補佐が決定する。

イ 原則として、裁判所ウェブサイトに掲載されている情報に誘導する内容とし、同ウェブサイトに掲載されていない情報は投稿しない。ただし、災害時など急を要する場合はこの限りではない。

② 投稿の方法



③ 投稿に関する留意事項

投稿に当たってはプライバシーに配慮し、原則として個人名は掲載しない。

言葉の選択に当たっては、裁判所の中立性・公正性に疑義を生じさせかねない表現を避けるとともに、差別的又は攻撃的な表現を用いない。

④ 例外的な取扱いについて

投稿に関し、①から③までの基準によることができない特別の事情がある場合には、広報課長の承認を得て、これと異なる取扱いをすることができる。

(4) 返信及びダイレクトメッセージの取扱いについて

当アカウントは専ら情報発信を行うものとし、返信機能及びダイレクトメッセージ機能は使用しない。

(5) フォローについて

裁判所が開設している公式アカウントをフォローする場合を除き、フォロー機能は使用しない。

(6) リポストについて

以下の場合を除き、リポスト機能は使用しない。

- ① 裁判所が開設している公式アカウントによる投稿をリポストする場合
- ② 国、地方公共団体、外国の裁判所、その他公共性の高い機関・団体の公式アカウントによる投稿のうち、裁判所が共催する行事の広報に関するもの等、リポストしても裁判所の中立性・公正性に疑義を生じさせるおそれのない投稿をリポストする場合

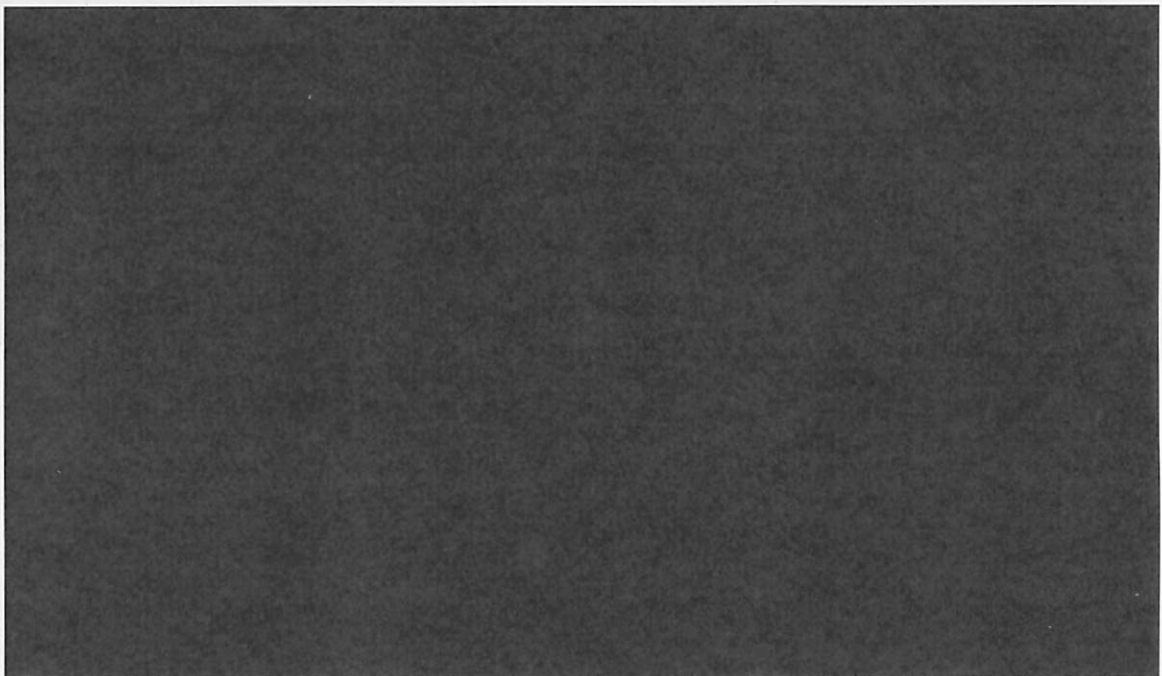
(7) #（ハッシュタグ）について

#は、投稿内容を端的に表現し、かつ、投稿を拡散する機能を有する反面、その選択を誤ると、ユーザーに誤解を与えるおそれがあるという特徴を十分に理解し、当該#を用いてされている他の投稿の内容、当該#を検索しているユーザーの特性などを確認した上で、裁判所の中立性・公正性にも配慮して、適切な#を選択するよう努める。

(8) いいね機能について

いいね機能は使用しない。誤って使用してしまった場合は速やかに削除する。

4 セキュリティ対策等について





5 緊急時の対応について

